

原子力委員会
新計画策定会議（第２５回）
議事録

１．日 時 平成１７年４月２８日（木）９：３０～１２：００

２．場 所 如水会館 スターホール

３．議 題

（１）国際問題について

（２）その他

４．配布資料

資料第１号 原子力に関する国際問題

資料第２号 国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理

資料第３号 御発言メモ

５．出席者

委 員：近藤委員長、内藤国際問題検討WG座長、井川委員、井上委員、岡崎委員、
岡本委員、勝俣委員、神田委員、木元委員、草間委員、児嶋委員、齋藤委員、
笹岡委員、佐々木委員、末永委員、田中委員、殿塚委員、中西委員、
庭野委員、伴委員、前田委員、町委員、山地委員、山名委員、吉岡委員、
和気委員

内閣府：塩沢審議官、戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐

6．議事概要

(森本企画官) おはようございます。定刻となりましたので、第25回新計画策定会議を開催いたします。

なお、今日は同様に発言の際はお近くのマイクをお取りいただいてご使用ください。今、用意をさせていただきます。

それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) 皆さん、おはようございます。第25回の新計画策定会議、昨日に引き続いてご足労賜りましたところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、しかしながら6名の方、河瀬委員、住田委員、千野委員、橋本委員、松尾委員、渡辺委員からご都合がつかないとのことでご欠席の通知をいただいておりますのでご紹介申し上げます。

さて、本日の議題は、「国際問題について」でございます。この問題につきましては、過日と申しましょうか、この場で国際問題検討ワーキンググループを設置し、その論点整理をお願いすると申し上げたところでございますが、その結果がまとまりましたので、今日ここでその成果をご紹介申し上げて、それに基づいてご議論いただくということであります。

今日はワーキンググループの座長をお願いしました核物質管理センターの内藤専務理事にお越しいただいておりますのでご紹介申し上げます。

そこで、そのワーキンググループの成果物でありますところの論点整理の結果でございますが、このワーキンググループは3回、ほぼこの策定会議と並行して会合を重ねてきまして、今月のたしか11日でしたか、第3回の会合を開催してワーキンググループとしての論点整理のご審議をいただいて、その結果を踏まえて資料を整えて、今日ここに資料を用意されているところでございます。

今日ここで、これはご紹介いただき、かつそれをもとにして皆様のご質疑、ご討論をいただき、その結果を踏まえてこの策定会議としての論点整理をすることを予定しています。ワーキンググループの答案がパーフェクトであるから、それをそのままこの場の論点整理だとしていただいても結構です。

それでは、まず最初に、事務局からその資料のご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

(森本企画官) まず、資料の確認をいたします。今日は資料の点数は3点でございます。資料第1号として「原子力に関する国際問題」というやや分厚めのパワーポイントの資料がございます。それから、資料第2号といたしまして、今、近藤議長の方からご紹介ありました「国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理」の資料。それから、資料第3号が本日の、伴委員、吉岡委員からいただいている御発言メモ、この3点でございます。

それでは、引き続いて資料の説明に入らせていただきたいと思います。資料は第1号及び第2号を同時に使いながら並行してご説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、資料第2号の方の冒頭のところからご説明をしつつ、資料第1号にまた入っていききたいと思います。

それでは、資料第2号の1ページ目、冒頭に「国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理」とタイトルがあります。「はじめに」で、このワーキンググループにおける3つの 이슈、これは核不拡散、国際協力、それから国際展開という3つの 이슈を束ねる形で総論についてまとめてございます。

一番最初に、「我が国は」と始まる場所ですが、その次、特に「核兵器の存在しない」世界の実現、「原子力科学技術が他の科学技術とともに人類社会の持続的発展に寄与する世界の実現に貢献したいと念願」、これが一番最初の目的ということでございます。

この観点から核軍縮外交を進める一方、多国間の枠組みとして国際核不拡散体制の維持・強化に取り組んできている。そのもとで平和利用を進めてきているわけですが、その活動の一環として国際協力もございまして、共同研究等々があるということでございます。

また、ちょうどそのパラグラフの真ん中ぐらいからでございますが、日本の企業も国内における経験を生かして、海外のプラント受注、それから特に近年に至っての中国等での建設計画への対応ということで積極的に取り組む姿勢を出しております。

他方で近年の北朝鮮の不拡散条約脱退のことでありますとか、それからパキスタンのカーン博士を中心とする地下ネットワークの発覚、またイランの核活動等々、新たな問題も発生しておりまして、ある意味ではNPT及びIAEAの検証体制に抜け穴が存在するといったことが指摘されております。

我が国としては、今後とも核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指すとともに、原子力利用を推進するべく、核不拡散システムを一層改善・強化する方策を検討し、その実現を図っていくと。

なお、一番最後のパラグラフでございますが、国際問題の検討は、本策定会議でこれまでも議論いただいております、我が国の原子力の研究、開発、利用の一部であることはもちろんのこと、さらに外交政策課題にも属するものであることを踏まえる必要がある。

ここまでで総論を記載しております。

1つ1つの 이슈に入るに当たって、横長の資料第1号と合わせてご説明をしたいと思っております。

横長の資料第1号の大体の構成を申し上げます。1枚めくっていただきまして、目次がございまして。2ページから10ページまでが現行長期計画における国際問題の記載がございまして。それから、項目として2、3、4と国際ワーキングでも取り上げました3つの 이슈

についてそれぞれ資料を用意し、４４ページ以降、５番目としてWGにおける主なご意見、これは策定会議にも順次これまでご報告をさせていただいておりますが、それも含めてここに記載しております。それから、５３ページ以降に参考資料として関連条約でありますとか、それから日本での保障措置の仕組み等、技術的なものも含めて関連資料として参考資料を添付しております。

それでは、この横長の資料の１３ページをご覧くださいませでしょうか。ここはタイトルとして、「原子力の平和利用を担保する核不拡散体制」としてありまして、なぜ核不拡散の仕組みが必要で、その仕組みの中の核物質防護であるとか、あるいは保障措置等の対策をとっているわけですが、それらを絵にして説明したものでございます。

左側の矢印にあります、原子力開発利用の推進をする上で安全の確保と並んで平和利用の確保というものが大事でありまして、それを確保し、核不拡散を防止する具体的手段を右側に台形の形にして書いたものであります。

まず、核不拡散に関する国際的な枠組み、これは多数ございますので、これは次の１４ページに記載があります。これは後ほどご説明します。

その国際的な枠組みの中の対策として、１つが外部障壁としての核物質防護、それから中核をなす保障措置ということでございまして。核物質防護は核物質の盗取あるいは不法移転からの防護、それと加えて妨害破壊行為からの防護というものでございます。また、保障措置につきましても、核物質の核兵器その他の核爆発装置の製造等への転用の適時な探知。また、早期発見をすることの危惧を与えることによって転用を防止するといった保障措置がとられております。これは日本の場合でいえば、国内の体制もございまして、さらにIAEAの体制と両方で確実な実施が行われているところでございます。

１４ページに国際的な枠組みについて複数の条約あるいは協定等を列挙してあります。先ほど申し上げました、まず不拡散の方でいえば、上の四角のところでございます、一番基本となりますのが、核兵器不拡散条約NPT、これ日本は１９７６年に批准しております。また、それに基づくIAEAの包括的保障措置協定、さらに９９年にはIAEAと締結していますが、追加の議定書、ここまでの保障措置を含めて不拡散の枠組みでございまして。

また、左下に不拡散のための輸出管理レジームとして原子力供給グループNSGのロンドン・ガイドラインとございます。これは、国際間の、モノあるいは技術、これは原子力専用品もあれば汎用品もありますが、それらの移転を管理する仕組みとして国際的につくられているものでございます。

また、右側に核物質防護条約、PP条約とありますが、こうしたテロ対策等、最近重要性が再認識されているもの。

また、一番下に新しい不拡散レジームとして拡散に対する安全保障構想。これは核兵器だ

けではございません、大量破壊兵器も含めた水際規制をやるうということで、こうした国際的な枠組みがあるものでございます。

ここまでは基本でございますが、15ページには二国間の原子力協定、これは日本は6カ国との間で結んでおりまして、それぞれ記載等は若干異なりますが、基本的には4つの項目、非軍事的・非爆発的目的への使用の限定等々、4つの項目を記載しております。

また、日本での核不拡散への取組の技術的な対応として16ページに記載してございます。特に日本での六ヶ所再処理工場での保障措置の適用ということで、これは国際的な検討として10年以上議論して保障措置手法の検討、開発を行ってきた中で、昨年、六ヶ所再処理工場に関する施設附属書に合意したということでございます。

さらに、核不拡散・保障措置に関する技術開発として、六ヶ所だけではなくて、ロシアの解体Pu処分協力等々の検証協力、また技術開発を行っているところでございます。

これらの資料をご説明したところで、論点の整理の方へ戻りたいと思います。資料第2号の2ページの「核不拡散体制の維持・強化」でございます。

「我が国は」として始まるところですが、国際社会が核兵器のない平和で安全な世界を求めるとともに、世界各国が、IAEAの保障措置を追加議定書に係る措置までも含めて確実に実施することで、その平和目的を国際社会に明確にしていくべきと考えている。先ほどの資料の中でIAEAの保障措置あるいは追加議定書等については参考資料に落としている関係から、加盟国等が資料の後ろの方にあるので別途ご参照ください。

それで、こうした明確化と、それから原子力資機材・技術の軍事転用の誘惑に駆られることを一層確実に防止する国際的な環境を形成し、転用につながる活動が万が一発生した場合に対する国際的な措置を充実・強化するといったことから、多層的な核不拡散体制を総合的に維持・強化することが重要であるとの認識を各国と共有。

ということで、これらを踏まえて、下に 、 、 というように今後の取組を書いておりますが、これらを着実に推進するということでございます。

1つ目は、核不拡散政策の明確化でございまして、これはもう、今、ご説明したとおり、NPTに加入してIAEAと追加議定書までも締結するというので、ある意味では非核兵器国が原子力平和利用を推進する際の模範を示してきているところでございます。今後これまで以上にこうした核兵器のない平和で安全な世界を目指す国際的取組をリードすることを含めて核軍縮外交を推進し、日本の基本姿勢を引き続き国際社会に発信していくということで、明確化を行うということでございます。

それを担保する方法として、核不拡散体制の強化として、 にございますが、未申告の核物質あるいは原子力活動を容易に探知し得る環境を整えるために、計量管理技術等々いろいろな技術ですぐにわかってしまうようにというんでしょうか、転用が行われてもそれがわか

ってしまうような環境を整えることで核不拡散体制のより確実な担保を行うということでございます。

3 ページに入りまして、先ほどご説明しましたロンドン・ガイドラインによる国際間の、モノと技術の管理につきまして記載しております。現在、NSG、ロンドン原子力供給グループでさらに維持・強化に向けた議論が行われている途上でございます。これに日本としても積極的に参加して、さらにその実現を目指すということでございます。

また、不拡散の体制の中で非国家主体のテロ対策ということの重要性があげられていることもありまして、核セキュリティ確保の一層の向上に向け、核物質防護、テロ対策の強化等に積極的に取り組む。

また、先ほどちょっと申し上げました、PSI、「拡散に対する安全保障構想」、これは他の大量破壊兵器も含めた水際対策ということでこれらを強化していくということでございます。

それから、3 番目に、国内体制について今後の新法人における、主に技術的観点からの提案、アドバイス、人材育成等に関しての強化がございます。

これに関連して、この論点整理の8 ページに核不拡散体制の維持、強化を目指して、ブッシュ大統領あるいはエルバラダイ事務局長等が新しい制度の提案をしております。これは横長の資料第1号では19 ページ以降、また参考資料に記載がありますが、ちょっと詳細になりますので説明は省略いたします。論点整理の8 ページでこのWGにおける議論についてのみご紹介したいと思います。

そうした構想がなされている中で、特にエルバラダイ事務局長が提唱してそのもとに国際専門家グループ会合で検討された核燃料サイクルのマルチラテラル・アプローチについてWGでも議論がなされました。これはまだある意味では国際的に検討途上のものでございますので、現時点でのものでございますが。1 つ目として、我が国として、国際社会の平和と安定の維持の観点から、国際的な核不拡散体制の維持・強化が緊急の課題であるとの認識を共有する。このMNA、マルチラテラル・アプローチについてさらに具体化していく検討を行う場合には、1 つ目として、その仕組みがもたらす、特に拡散懸念国、疑惑国に本当に効果があるのかという具体的な効果の大きさや、2 つ目として、さらにその新しい仕組みをつくるとすれば、これまで全ての原子力活動の透明性を確保してきちっとやってきているような国の原子力活動を不必要に制約することにならないかといった点について十分な議論がなされる必要があるとしております。

それで、ここまでが核不拡散の議論でございます。

2 つ目の論点としまして、国際協力に入りたいと思います。国際協力は、相手国の話として途上国、それから先進国との協力、また国際機関を通じた協力と3 つに分けて議論をして

おります。横長の資料第 1 号では 22 ページ以降に国際協力について記載をしております。

まず、冒頭に、途上国協力というところから入っていきたいと思いますが。これは資料第 1 号の 24 ページをご覧ください。24 ページの冒頭、「途上国協力を行うに際しては」とありますが、相手国の原子力に係る知的基盤の形成及び経済社会基盤の向上に資するとともに、アジア地域にあっては、これに加えて、さらに体制整備、安全基盤の形成等々にも寄与することを目的としております。

協力分野が幾つかございますが、例えば原子力安全分野では多国間及び二国間協力が行われておりまして、また放射線利用における多国間及び二国間協力がございます。

個々のプロジェクトについてもご紹介は省略いたしますが、24 ページの後段に幾つかの相手国との、対マレーシア、ベトナム、インドネシア等との日本の研究機関の協力等について記載しております。また、ODA の技術協力プロジェクトとして、これも既に終了しておりますが、マレーシアと放射線利用のプロジェクトがなされております。

それから、この途上国との協力におきましては、人材の育成ということが極めて重要だということが指摘されております。日本から先方へ行って専門家が指導する、あるいは日本に海外から来ていただいて研修に参加していただくというような形で、それぞれの分野で、例えば研究交流もありますし、それから発電所の安全管理、あるいは規制行政のセミナー等、それぞれの分野に応じた、よって各省で取り組んでおるところでございます。

資料第 1 号 26 ページに地図がございます。これは平成 15 年断面ですが、どのような国と人が行ったり来たり、つまり専門家が行ったりあるいは日本へ受け入れたりしているというのを複数の制度のものを合わせて記載したものでございます。

27 ページ、28 ページには、多国間の枠組みで協力を行っているものでございます。特に 27 ページの F N C A、アジア原子力協力フォーラムとあります。これは参加国が右下にあります。N P T に非加盟のインド、パキスタンはメンバー外で、それ以外に特にアジア中心として研究炉などを持っている国がございまして、パートナーシップを通して協力をを行うというものでございます。

また、28 ページには I A E A 国際原子力機関の枠組みの中で行われているアジアの、もう少しメンバー多うございますが、どちらかという技術移転的な要素が強い協力の枠組みもございまして、これにも日本は参加しております。

なお、29 ページには各国の条約の加盟状況等、一覧表にしておりますので、対象国の議論の中でご参照いただければと思います。

それでは、行ったり来たりで恐縮でございますが、論点整理の方へもう一度戻っていただきまして、資料第 2 号 3 ページに「国際協力」として書いております。冒頭で、我が国としてこの国際協力に取り組むに当たっての基本的な考え方を記載しております。二国間や多国

間の国際協力を活用することが有用である。また、我が国のみならず、人類の福祉の向上に寄与するという観点から、平和利用、核不拡散担保等の前提のもとに、互惠の精神に加えて、こうした国際協力を推進するべきであるとしております。

の途上国に対する協力の目的につきましては、先ほどもう既にご説明しましたので、知的基盤の形成、また人的ネットワークの維持・発展等も含めて目的とするということでございます。

それから、4ページにかけてでございますが、の分野としては、当面まずは放射線利用が中心かと思いますが、原子力発電導入に当たってのところにしても要請ベースで推進していくということかと思いますが。

それで、に協力相手国と記載しておりますが、日本が主体的にあるいは能動的にやっていくところとしてはアジアを中心とするということかと思いますが、それ以外のところもちろん否定するわけではございませんで、ただ、その協力を行うに際しての留意事項を3行目から4行目に記載しております。

核不拡散の確保、政治的安定性等々関連条約への加盟の状況等に留意する必要がある。しかし、それらに留意すべきなのですが、がんじがらめにして否定的な立場を取るべきではなくて、国際平和と互惠を目指す未来志向の考えに立って、例えばNPT非締約国であっても、例えば国際機関における活動とか安全の確保といった普遍性の高い分野における交流はある意味では考え方の対話の場として活用できるということも踏まえて柔軟に協力を進めることを検討すべきとしております。

協力体制につきましては、国内での連携、これは複数の省庁・機関でまたがっている、これは分野ごとにどうしてもそうなるんですが、お互いの情報共有をするということ。また、協力実施機関においては、どうしても国際協力というのは余裕があればということになりがちなこと踏まえて、その意義を再確認し、また必要に応じて改善をする取組を求めるということでございます。

それから、協力を行うに際して、他のいろいろな技術協力あるいはエネルギー全体を通した議論において原子力を位置づけるということも必要だろうということもございまして、4ページの最後にですが、二国間あるいは多国間における高いレベルでの政策対話に原子力に関する話題を含めることも重要であるということをご記述してございます。

5ページに入りまして、先進国との協力、また国際機関への参加・協力という形で記載しております。先進国につきましては、横長の資料第1号の方では30ページ以降にございます。原子力安全分野の情報交換の協力、また放射線利用でも先端分野での協力が行われているところがございますし、既に策定会議でご議論いただきましたFBRに関する協力、また第4世代原子力システムに関する国際プログラム、これはちょうど3月に枠組協定に署名が

なされたところでございますが、多数の研究・協力の実績がございますし、また今後取り組んでいく分野がございます。

こうした既にかかなりの実績もあり、今後取り組んでいくところがあるわけでございますが、この協力を行うに際しての視点として、資料第2号の論点の紙の方に戻っていただきまして、4つほど挙げております。

1つ目は、人類の福祉の向上に寄与する先進国共通の責務を果たすこと。また、2つ目は、原子力研究開発の資源分担あるいは成果の共有といったことかと思えます。それから、3つ目は、日本として第一級の研究を進めている分野でのセンターオブエクセレント化を目指す。また4つ目としては、人的なネットワークを構築する。基本的には、やはり相互裨益の観点から競争と協調を明らかにして積極的に協力を行うということかと思えます。特に先端分野は激しい競争をしている分野もあり、その関係を十分詰めるといったことが必要かと思えます。

それから、5ページの後段に、国際機関への参加・協力がございます。代表的な国際機関としてIAEAとOECD/NEAというのがございます。特にIAEAは国連の機関ということもあって途上国も含めた数多くのメンバー国を持っておりますし、一方、NEAに関してはOECDの機関でございますので、先進国だけの機関でございます。IAEAは核不拡散のところでもご説明した保障措置の実施機関としても機能しています。ある意味では我が国としてはこうした機関を国際社会の原子力の平和利用推進のための公共インフラに位置づけてその活動に積極的に関与していくべきであろうと。

それから、また、途上国協力を行う場合にこうしたIAEAが協力を行っている場合もあるんですが、日本として直接協力を行うには地理的に遠いとかそういう場合もございますので、国際機関を通じる方が効果的、効率的な場合があることにも留意すべきであるとしております。

また、国際機関へ、これは原子力の機関だけではないんですが、日本人の職員雇用を増やしていこうという意識がございます。この問題につきましては、6ページにかけてですけれども、その意義として、我が国の原子力活動に対する国際的理解の増進、また国際機関の運営に多様な文化的背景と経験を反映させることの重要性に鑑み、より一層の増員に努めるべきであると。これにはもちろん情報の周知もあるんですが、送り出し側、日本側の機関におけるキャリアパス上の評価、理解の向上についても期待するとしております。

国際機関については、資料第1号の35ページ以降に記載しておりますが、メンバー国等大体先ほど申し上げましたので、割愛したいと思います。

それから、大きな 이슈 の3つ目としまして、国際展開の問題を取り上げております。これは、横長の資料第1号では38ページ以降に資料がございます。1ページめくっていた

だきますと、我が国の主な輸出実績ということで、これは過去どのようなところに出してきたか、あるいは今後直近で予定されているようなものについて記載がございます。左が欧米、右側がアジアでございますが。個々の説明は省きますが、概して、今現在、まだ実際に出ているのはパーツ、大きくても圧力容器あるいは蒸気発生器、タービン、ここまではかなり大きなものですが、パーツのものが多くございます。

この輸出を取り巻く環境としては、冒頭に申し上げました、今、中国の市場が非常に大きくなっているということで、今年だけで8基の発注が行われ、そのうち4基が国際的に入札にかかっているということもありまして、実際の動きが出てきているところでございます。これは資料でいえば42ページに、今、ちょっと申し上げたようなことで、中国の非常に活発な建設の動きがございます。この国際発注の、入札に入っているのが日米連合、それからフランスのフラマトム、ロシアの連邦原子力局ということで。中国は今回というか、当面採択する炉型としてPWRの原子炉を建設していこうというわけでございますが。日本としては従来のパーツだけではなくて、今回ウェスティングハウスと実際に共同してパートナーとして応札するというので、積極的な取り組みをしているところでございます。

これに対して、日本としても、資料では43ページでございますが、政府としてもこうした動きを支援するという表明の書簡、レターを出しております。政策上の重要性に鑑みて、政府としても最大限支持する姿勢をはっきりさせるために、今回、経済産業大臣からのレターとして、これももちろん政府内の調整を経て経済産業大臣が中国政府に副総理にレターを出しております。

ちなみに、こうした支援の1つのスキームとして、今後、輸出信用あるいは貿易保険に関して、金融機関で今後与信の判断がされるということにもなっておりまして、これもサポート材料の1つということでございます。米国からは既にこうしたサポートレターを出しておりますし、フラマトムはフランスの大統領の会談等々行っているところでございます。

それで、こうした状況変化もございますので、国際展開についての議論の整理を行った結果を資料第2号論点整理の6ページ以降に記載しております。特に「今後の取組」というところでございますが。モノの輸出というのは一般的な財、サービスであればこれは積極的に振興ということでございまして、原子力特有の問題としてこの今後の取組の大前提を記載しております。

「何よりもまず」というところから始まっているところでございますが。核不拡散体制の枠組みに沿って手続き、輸出管理を厳格かつ適切に講じると。相手国の状況等も確認しつつ、また日本としても国内外の理解を得ながら展開をしていくということでございます。

こうした前提に立って、相手国の段階というんでしょうか、原子力発電利用の成熟度というふうに記載しておりますが、幾つかのカテゴリーに分けて議論しております。

1つ目は、米国やフランス等、いろいろなもう既に原子力発電利用が成熟しているところに関しては、基本的に商業ベースで展開していくことが基本であろう。

それから、2つ目の原子力発電の拡大期にあって需要の増大が見込まれるところに関しては、これはまさに今回の中国のケースに当たるわけですが、当面まず製造事業者はライセンスあるいは国際協定等も考慮して、他国の製造事業者と——これは米国でございますが、国際展開を図っていくことを基本として、この方針は妥当であろうと。今後の将来の展開として、電気事業者の展開についても期待を表明しております。

国の取組でございますが、これは相手国政府の要請ベースで基本的に技術協力等を行っていくとともに、先ほどちょっと申し上げました中国の国際入札に関して行ったような最大限国際展開を支持する姿勢を政府が明確に表明するといったことについても引き続き積極的に行うと。

それから、3番目が、まだ導入には至っていない準備段階の国でございますが。そうした国では体制の整備あるいは技術レベルの向上等といろいろな準備の段階が必要というふうに考えております。日本としては、その際に特に体制整備等ノウハウを提供していく側面支援を行うということが適切であろうということでございます。ただ、こうした準備期間には非常に長く時間がかかろうということも議論されまして、その場合には、それは相手国相手国によって違うわけでございますが、具体的なニーズを踏まえつつ協力に適する方策、いろいろな協定も含めて準備をしつつ、相手への協力を行っていくべきであろうということでございます。

そして、この国際展開においては輸出を行うわけでございますから、当然のことながら国際的基準に合致した、または国際市場での競争力を有したものをつくっていくことが必要でございます。現在他国とパートナーを組みながらですが、今後独自の競争力も有することも考えつつ、世界市場で通用するような体質の強化を期待するとして、産業界への期待を記載しております。

以上、論点の整理を、ちょっと時間をとらせていただきましたが、ご説明をさせていただきました。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。それでは、ご議論に入る前に、座長を務められました内藤さんから、この紙に書いてないが、行間から読むべきこと等々についてコメントなり所感をいただければと思います。

(内藤国際問題検討WG座長) ありがとうございます。初めに、事務局の方からご説明ありましたが、この論点整理は3回のワーキンググループで行いました3つの課題についての論点をまとめたものでございまして、3回とも大変各委員から活発な意見をいただきました。ときには審議時間を延長したこともございました。

ただ、必ずしもワーキンググループでコンセンサス方式をとったわけではございませんで、今、示しております論点整理、この紙はワーキンググループでのご議論の中での総意に近いところをまとめたものであります。実際にこの論点整理の文章をまとめるに当たりましては、事前にワーキンググループの各委員にお示ししまして、見ていただいた結果、今日皆様に、今、ご提出しているものでございます。

主要なポイントにつきましては、既に事務局からご紹介がありましたので、重複しますので申し上げますが、むしろここに論点整理としてまとめられなかった少数意見としてどんなことがあったかというのをご紹介したいと思います。それが資料第1号の44ページ以降に「国際問題検討WGにおける主な御意見」というのがございます。

45ページ、46ページ、全体核不拡散政策の明確化、それからIAEA保障措置の着実な実施、それから拡散に対する安全保障措置構想の3点を中心なわけですが、この中におきまして、2つ目の核不拡散体制の拡充強化の中で3つ目のハイフンでございしますが、日本の核不拡散政策の姿勢として「核不拡散文化」という言葉を用いても良いとのご意見がありました。これはご存じのように、安全の分野では安全文化という言葉が用いられているわけでございますけれども、そういうご指摘がありましたが、これに対しましては「文化」の持つ日本語のニュアンスと英語の「カルチャー」が持つ国際的な意味にそこがあると。しかも、また「核不拡散文化」といってもまだ成熟した表現ではないので、慎重な扱いにすべきではないかというご意見が多かったと思います。

それから、核不拡散対策としては、新たに核セキュリティという概念が出てきておりまして、核物質、それから放射性物質のセキュリティを確保しようということがありまして、今回の論点整理の中にも各所にその言葉が散りばめられております。

それから、47ページで、先ほども事務局の方から説明ありましたマルチラテラル・アプローチについての議論がなされましたが、これにつきまして一番上に、47ページの上のハイフンですが、現在進行中の海外情勢を把握することは、それらを踏まえて新長計策定に役立つ議論を行う上で重要である。したがって、ぜひその論点整理の中に積極的に盛り込むべきであるというご意見もございました。しかしながら、それは個別の案件に対する具体的な交渉ポジションの検討は、関係省庁に委ねるのが基本であり、策定会議や本WGは個別案件に対処するための基本的な考え方なり方針を議論すべきだとか考えるということで。要するに、今後10年を見すえた長期計画になるわけですから、ホットイシュー的なものを個別にここは扱うべきだということを論ずるのではなくて、そういった個別イシューに対応できるような基本線といいますか、基本方針といいますか、その骨太のラインを出すべきであるということがございまして、今の論点整理の中では参考という形でお示したものでございます。一切捨ててしまえと、省略してしまえというご意見もございましたけれども、W

Gでこのことについても議論いたしましたので、WGとしての総意に近いスタンスはこういうことだということで参考にお示ししたものでございます。

それから、国際協力につきまして、48ページでは二国間、多国間、それからマルチというような側面がございますけれども、(1)の全般の2つ目のハイフンに書いてありますけれども、各種協定の枠組みによる交流のみならず、学术界での非常に広い知識の国際交流、共用活動が基本をなしていることの認識が必要であるというご指摘もございました。

それから、途上国に対する協力で、協力相手国につきましては、ですが、2つ目のハイフンですが。論点整理では地域的に近いアジアを対象にするということを打ち上げておりますが、これについての異存はないけれども、「地政学的に遠い国」についても考慮が必要であろうということで、例えばアフリカとかそういったことについてのご指摘がございました。これは全体の流れとしては国際機関を通じた協力、そういったもので担保できるのではないかというご意見が多かったと思います。

それから、49ページでございますが、途上国に対する協力の続きで、協力体制につきまして2つ目のハイフンで、ODAの活用について、円借款などによって原子力発電導入国に支援していくには、様々な観点からの検討・議論がさらに必要である。一方で、技術協力に関しましては、既にやっていることでございますけれども、ODAの活用をすることをタブー視してはならないというご意見がございました。

それから、50ページで国際協力の続きで、その他のところでございますが、一番下のハイフンで、地球温暖化対策の第二約束期間において、原子力発電をCDMに入れることに積極的に取り組むという旨を追記した方が良いというご指摘もございましたが、国際問題WGのマンデートを越えているのではないかとということで論点整理の中には取り込みませんでした。

4. の国際展開につきましては、ほぼ出たご意見が論点整理に反映されていると思いますが、 の二国間協定の締結は、実際の必要が生じた時に、というのが一般的な考え方であるが、一方、原子力発電の場合、相手国の基盤整備、法整備、人材育成等を支援していくために長い時間が必要であり、必要ならば二国間原子力協定あるいは協力合意の枠組み等を早期に締結することが望ましいというご指摘がございました。論点整理のところでは、明示的な表現になっておりませんが、趣旨はこういうことであるということでございます。

それから、国際展開の続きの の2つ目のハイフンですが、日本からの原子力プラント輸出に当たっては、相手国からフロントエンド、バックエンドサービスの提供を求められた際の検討が必要との意見がありましたけれども、これに対して、産業界からは、現時点ではまだ成熟に至ってなくて、国内対応に取り組んでいる段階であるということでございました。

一応そういうことでございます。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

それでは、資料第2号を中心にWGの活動のご紹介をいただきましたところを、これをベースにして国際問題についての議論を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ご発言のご希望を既に書面でいただいている方がいらっしゃいますので、その方にまずご発言いただくことから始めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、伴委員、どうぞ。

(伴委員) ありがとうございます。この論点整理の中ではエルバラダイ事務局長の構想について、マルチラテラル・ニュークリア・アプローチという核燃料サイクルのマルチラテラル・アプローチのことが触れられているんですけども、実際に彼の提案というのは、過去から現在にだんだん詳しくなっていると思うんですが、ペーパーの方に2月2日のファイナンシャルタイムズに彼が投稿したところから拾ってきたんですが、それですと、7つのステップ、段階を踏んで世界の安全保障を高めていこうという提案があって、その第1番目のステップというのがウランの濃縮施設やプルトニウム抽出施設の建設の5年間の凍結案だというふうになってるわけですね。

MNAというのはその期間に保障していくものをどういうふうにやっていくかということだと思うんです。あともう1つアナン国連事務総長の言葉を引用していますが、それにも絡んでくると思うんですが。その保障していく内容というのは、それによると、平和的用途を開発するのに必要な燃料の供給を保証しながら、これがMNAに当たる検討なのかなと思うんですが、ウラン濃縮及びプルトニウム分離の能力の自国における開発を各国が自発的に差し控えるようなインセンティブを創出することに焦点を合わせるべきだというふうなことを述べている。

また、ブッシュ提案もこのウラン濃縮及びプルトニウム抽出の、もう少し強い禁止ということを挙げていて、日本は一応例外扱いになっているという提案がされている。これはこの資料の中にもあったと思います。

そのほか、アメリカのNGOの1つの例を挙げておきましたけれども、カーネギー平和財団というところが3月3日に発表したユニバーサルコンプライアンスという論文の中でも六ヶ所村の再処理工場の運転停止を呼びかけていると、こんなふうな状況になっている。

私は考えるんですけども、これらの背景にあるのは、NPTの第4条で認めている平和利用の権利というのを一定程度制限を加えていかないと、核拡散状況、特に今日の核拡散状況というのに歯止めがかからないのではないかという認識だと思うんです。その認識を共有することが必要なというふうに思います。

この論点整理の中にはそれは書き込んでいないし、WGでもちょっとこれに関連した発言

をされたのは1名だけだったと思うんですが、主な意見ではなかったのか、ここには出ていないように思います。

いずれにせよそういう認識を共有することが必要ではないかというふうに思います。

ひるがえって、六ヶ所の再処理工場、これはウラン試験中でアクティブ試験に入っていない、いわば機能試験の段階にあり、建設途上にあるというふうに私は考えるんですけども、その核燃料サイクル政策の総合評価というところでは核拡散の問題について、これはIAEAの管理下にあるのだから、どのシナリオも一定程度核不拡散が担保されるというふうな極めて粗いところの対応、評価で終わっていたように思います。私は、年間8トンとか10トンのプルトニウムが常時地表にあって日本中を動き回ることの危険とか。あるいは、ここでは西尾のメモを出しましたが、実際に、保障措置という観点で見て大丈夫なのかと。有意量管理というものはもはや破綻をしている。具体的にここでは荻野谷さんという核物質管理学会日本支部の前支部長の話として、行方不明となる量が年間50キログラムくらいに達する。あるいは日本原燃の人たちの、これは再処理事業部核燃料核物質管理部の人たちは20キログラムから30キログラム程度が行方不明となる量というふうになるのではないかというふうなことを言っている。

いずれにせよ、有意量の管理、1SQ8キログラムという有意量での管理というのは破綻をしているという状況になって、他の手段で何とかやらないといけない。それに対する国際的な批判も強くなってくると思うんですが。

日本が建設途上にある再処理を進めていけば、当然これはほかの国もやりたいというふうに言ってくると思うんですね。朝日新聞の4月24日のコラム「核を追う」というところでは、ブラジルの軍人の方の発言が引用されていて、世界の色分けは3つになろうとしていると。核兵器国、非核兵器国。だけれども、その非核兵器国の中には2つの流れがある。1つは濃縮ウランやプルトニウムを入手できる国であり、一生懸命しようとしている国。それと、もう1つはそのほかの国になると。ブラジルは第2グループ、つまり濃縮ウランやプルトニウムを入手したいと、何としてもやるという。こういうのにどんどんはずみをつけていくことになるというふうに思います。ほかの国も当然それはやりたいという国が出てくると思うんですね。

このことは、結局は核拡散という状況をさらに押し進めていく結果になるのではないかとこのように思います。当然の権利なのでボランタリーにとか、あるいは自発的に差し控えるというふうなことになる。平和利用に制限を加えていく、これを日本が積極的にやってこそ核不拡散のリーダーとして登場できるのではないかとと思うし、していくべきだというふうに思うので、その意味からいえば、六ヶ所再処理工場というのは廃止すべきであるというふうに思います。

また、その総合評価のところの核不拡散問題、一部はこの後にということで送られたと思うんですけども、もう一度核不拡散という観点から議論をし直すべきではないかというふうに思います。

日本は既に40トンのプルトニウムがあるわけですね。そして、その用途についてまだ明確に見えてこない。計画はあるけれども、実施の見通しというのはなかなか乏しいところがある。さらに六ヶ所再処理工場でプルトニウムを抽出していくことの合理的な理由は見当たらないというふうに思います。また、コスト的には高いということも明らかになった。

あの中では、青森県の三村知事の発言があって、日本が、青森県が核のごみ捨て場にならないという約束、これを誠実に守ってほしいというふうなことを言われたわけですね。それは非常に大きな問題だし、議論していくべきことだというふうに思います。

再処理工場が動き始めたら、90年ぐらい、実際常時プルトニウムあり、使用済燃料あり、そして再処理から出てくる放射性廃棄物を青森に、全てではないにしろ処分されることになれば、これは実質的に動き出せば動き出したで別の意味での核のごみ捨て場になるというふうに僕は思うんですね。

また、青森県の方では確かに核燃料税とかあるいは六ヶ所村には固定資産税が入り、県の方に事業税が入り、そのことによって労働の活性化ということも得られるというふうな発言がありましたけれども、確かに県の財政がそこに大きく、大きく依存していくというのは大きな問題だけれども、ほかの方法があるかもしれない。

したがって、結論としては日本は積極的に平和利用に制限を加えるという考えを共有し、再処理工場を止めて積極的に世界のリーダーとなっていくべきだ、核不拡散のリーダーとなっていくべきだというふうに思います。

あと、このペーパーについてなんですけれども。座長、委員長の方がこれをもとにまた論点整理するということがあったので、その中には入るのかなと思うんですが。二国間協力協定の話とか余剰プルトニウムを持たないという大原則とかそういうことは言葉も出てきていないんですよね。これはミッションがまたちょっとそこは違うことだったからと思うんですが。これを残すのであれば、最初にこのミッションは何であってどうだったのかというのを書いていただいて、本論点の方には、さっき言った、二国間協力協定の必要性とか、プルトニウム余剰持たない国際公約とかそういったことはきちっと入れていただきたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

吉岡委員。

(吉岡委員) ありがとうございます。意見メモの4から6ページ、3枚にわたって簡単に

全体の印象を書きました。私の立場ですと、まず、全体をさっと見て、全体のバランスとか印象というのを森を見るのが最初で、それから木を見ていくというわけですが、森を見た印象では、「核倶楽部の準会員」としての立場が、全体から湯気のように立ち上っているという、やや文学的な表現ですが、こう言わざるを得ないのかな。これがやはり国際的な疑惑の原因であり、今回も取り除けていない原因かなというふうに思います。

「核倶楽部の準会員」というのは、自前の核武装はしないけれども、核兵器に対して容認する国のことです。そして核倶楽部の正会員、特に会長に対して友好的であって、ただ、あらゆる機微核技術を、核兵器国以外では唯一、会長のおぼえめでたくもあって、特権的に保持することが認められているという国です。何かそういうスタンスが全体から沸き上がってきているようで、これではやはりまずいのではないかと。何か実力行使という言い過ぎですが、言い過ぎではない、何かシンボルとなるような非常に核廃絶についての有効な打撃を相手に与える、そういうシンボリックなものを1つでも入れるとか、そういうようなことをしなきゃまずいのではないかと。核不拡散よりも核軍縮や核廃絶の方が上位の目標なんだということをやはり全体で明確に指摘してくれないとバランスが非常に悪いのではないかとこの気がいたします。

それで、実力行使として例えばどういうのがあるかということ、アメリカといろいろな協定を結んで協力してきて、その結果としてかなりの面においてアメリカの核兵器産業と相互裨益しているという面があると思うんですね。お金を与えるだけでもそのような面があると思うんですが、そういうことについて、それは原則としてしないというような、例えばそういうことを盛り込むとか、実力行使というのは例えばそういうことです。単に国際交渉で脇役を熱心に演じるというか、そういうリストを挙げてもしようがないので、何か実効性のあるものをまず示す必要があるのではないかと。

それで、インドについてワーキンググループでは特に山名委員が全然協力しないのはおかしいというふうなことを何度か主張されて、それは前々回配られた議事録にも書いてあります。確かにアメリカと協力してインドと協力しないのはおかしいんですが、アメリカと協力しすぎの方がむしろおかしいのではないかとこの気がいたします。

日本が特権的地位を与えられているわけですが、それをユニバーサルなスタンダードとして目指すべきなのについても、どうもそうではないようなスタンスでワーキンググループ報告が書かれています。北朝鮮がどうかとか、具体的な国名は挙げませんが、原則を区別なしに、差別なしに適用すべきだという考え方ではないようだ。それも気になるころであります。

今のは、湯気のように何が上ってくるかの説明です。

2番目、エルバラダイ構想ですが、これ伴さんがかなり言われたんですが、

この構想の内容が一体どうなのか、正確に定義をせよというようなことが委員会でも何度も出てきて、私の解釈ではエルバラダイ構想というのは再処理等の5年凍結のうえに、MNAについて具体化しようというものであって、MNAに関する会議が最近報告書を出した。このMNA構想についての委員会の報告についてのみここで言及されているようですので、もうちょっと包括的にエルバラダイ構想について、あるいはIAEAで何が議論されているかについて、それについての立場を原子力委員会として明確に示すべきではないのかと思われます。

それと、長期プルトニウム需給計画、これについては須藤委員が1回目に詳細な計画を示せとあって、3回目に鈴木委員が同じようなことを言及したと理解しておりますけれども。2000年長期計画ではプルトニウム需給見通しが示されなかった。言葉で数行で書かれただけだ。これ書いたって国際疑惑は解けないと思いますけれども、書かないより書くほうがよいし、やはり不可欠であろう。会社ごとに詳細な計画を示す、海外分も含めてです。特に海外については輸送・貯蔵も含めるべきだ。これは国際問題の極めて重要な面ですから、それが全然書かれていないというのは今日の論点の整理では抜け穴であると思います。これを重点的に我が委員会では埋める必要があると思います。

以上です。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

岡崎委員。

(岡崎委員) ありがとうございます。WGのメンバーでありながら、何点かについてご提案あるいは質問をお許しいただきたいと思います。

まず第1点が、核不拡散の問題でありますけれども。1ページの「はじめに」の基本認識あるいは問題意識から、2ページの今後の取組についてのところに入ったところで、内容的に異論があるわけでは全くありませんけれども、少しこの2ページをずっとご覧いただくと全てが「我が国は」ということで出だしておることが端的にあらわしているとおり、今、世界の重要課題というのはやはり国際的な核不拡散体制がどうあるべきかということになっているわけでありまして、そういう観点から、少しとりまとめの仕方が、我が国の活動からの視点ということが少し強く出すぎている。これは、今、吉岡委員が森をご覧になったその見方に合い通じるところがあるのではないかなという印象を受けたわけでありまして。

そういう観点から、例えば2の一番最初のところは、せっかく14ページにこういう形で、資料第1号の方の14ページのところで、いわゆる国際枠組みについての基本的なことが書かれてあるわけでありまして、NPTあるいは追加議定書を含めた強化されたIAEAの保障措置、そしてCTBTだとかFMCT、こういった条約等についての取組、あるいはNS

Gの輸出管理のレジームだとか、こういう基本的な枠組みということをきちっとやはり強化をしていく。あるいは、もしそこに抜け穴があったりほころびがあるのならば、それをきちっと埋めたり繕っていくという、そういうことに対して我が国は積極的に提案をしていくという、そういうことをきちっと明確にした上で、こういったスキームに対して我が国が厳格にそれを適用していくことによって、我が国の活動の透明性を示していくという、そういう基本的なスタンスをぜひやはり盛り込んでいただいた方がいいのではないかな。

多分これは、今の長計でもそうになっているし、我が国の政策はそうだからということの余り繰り返したとかということ Avoiding を避け、少しさりと扱われた結果としてそういうことになっているのではないかなという気がするんですけども、やはり国際的な基本的な方針ということ をまず明確にした上で、日本として取り組んでいくという姿勢をお示しをいただいた方がいいのではないかなという気がいたします。

第2点が、国際協力のところで、アジアとの協力の点でありますけれども。今のこのとりまとめの中では、主としてアジアが途上国における協力の中でのみ出てくるわけでありましてけれども。ご承知のとおり、アジアの中で例えば中国はF B Rに取り組んでいる、あるいは韓国、中国は高温ガス炉と水素製造について大変意欲的に取り組んでおられる。あるいは粒子線のがん治療だとか、あるいは中性子科学だとか、こういう先端的な分野でアジアの協力というのは大変、今、強くなってきているし、これからのアジアの発展を考えると、こういう先端分野の協力というのは大変重要な課題になってくるのではないかなという気がいたしますので、そういった点については、むしろ、もちろん途上国の中の協力というのは大事ですけども、5ページの2の先進国との協力の1つの形態としてこういう先端分野におけるアジア諸国との協力というものもこの先進国の中にちゃんと含まれますよということを少し位置づけを明らかにしていただくということが、これからのアジアとの協力全体を考えていく、あるいはF N C Aを原子力委員会が主導していただくときのアジアに対する視線という観点で少し幅広く取り上げていただくということが大事な視点ではないかなということで、少し先進国の中にアジアとの協力ということも含まれるということを入れていただければこう思っています。

それから、その関連で4ページの途上国の相手国協力の最初のパラグラフの一番最後に、N P T非加盟国との協力について取り上げていただいたこと、大変感謝を申し上げたいと思いますが、この文章の最後に「柔軟に協力を進める」というのは、若干この「柔軟に」という言葉が誤解を生む恐れがあるという気がいたしますので、むしろここはさらに上の行の「安全の確保といった普遍性の高い分野における交流等のあり方について検討すべきである」というぐらいにさらにお書きをいただいた方がよろしいのではないかなという提案でございます。

最後は、7ページの国際展開のところの7ページの上から2つ目のパラグラフのところで、国の支援について、人材面の協力に加えて、輸出信用の協力が書いてあるんですが、この頭に、「相手国政府の要請に基づき」という制約がかかっているんですけども。これは先ほどの資料から拝見しても、これは相手国政府の要請がなければできないものなのかどうかという点が若干気になりまして。むしろここは必要に応じてという程度で、我が国が主体的にこういう協力についてやっていくことが適切な場合はそうするんだということの姿勢をお示しいただいた方がいいのではないかという質問と提案でございます。

ありがとうございました。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

笹岡委員。

(笹岡委員) 笹岡でございます。資料第1号の57ページ、不拡散のための条約等保障措置、記載されておりますけれども。昨年6月14日のIAEAの通常理事会におけますエルバラダイ事務局長の発言、すなわち日本の原子力活動は平和目的以外の意図はないと、こういうふうにおっしゃっているわけです。そういう立場に立って何点かご意見申し上げたいと思います。

まず1つですけれども、この原子力委員会につきましては、国際社会において日本が使用済燃料の再処理を実施することによって、核保有あるいは核開発の疑義というものが生じさせられているのであれば、国際社会に対しましてプルトニウムなどの核兵器原料に関する情報公開を徹底しまして、これまで以上に日本の原子力平和利用について訴えていくべきだということが第1点であります。

2点目は、さらには、日本は世界で唯一の核兵器の被ばく国でありまして、その核兵器によります顛末の悲惨さを身をもって体験しているわけでございますので、原子力委員会としましても、政府を通じまして、国際社会全体に核武装を試みる国々へ核不拡散と、こういうものを訴えるだけではなくて、多くの核保有国に対しまして核兵器の廃絶というものを積極的に訴えていくべきだと、このように思います。

このようなことから、本長期計画の最初に、核兵器廃絶に向ける決意と、こういうものを明確にして、日本国民だけではなくて、国際社会全体へのメッセージを発信する記述が必要だと、このように私は思っております。

そして同時に、原子力の開発、利用については平和目的に限られているわけでございますので、核兵器への転用を前提とした国々に我が国の原子力技術を輸出することは決して許さないと、その方針を明確にすべきだと、このように思っております。

3点目でございますけれども、次に国際協力ですが。原子力利用に当たりましては、先ほどちょっと説明ありましたが、安全文化を欠かすことのできないものであります。アジア地

域を中心としまして、新しく原子力の利用を目指します国々に対しまして、原子力技術を輸出する際には技術や人材だけではなくて、安全文化も同時に輸出するということが重要だと思います。一たん事故が起これば1国の問題では済まされない可能性も非常にあるわけですので、安全文化のない国や軽視する国にはその利用は許さないということを明確に示すべきだと、このように思います。

最後ですけれども、国際問題となっております地球温暖化についてであります、原子力委員会につきましては、この地球温暖化への対策を迎える中におきまして、CO₂抑制における原子力の有用性というものは国際社会の中でも認知されつつありますので、今後議定書締結国会議におきまして、これまで以上に原子力発電のCDM化の実現を政府を通じまして訴えていくべきだと、このように思っております。

以上、4点、よろしくお願いします。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

末永委員。

(末永委員) ありがとうございます。いささか具体的なことから申し上げます。この国際云々というのは、国際問題は大変難しいのでありまして、多分ここに書かれている論点整理、これで基本的には私はこういうことなのかなと思いました。

その後、実は六ヶ所のことが多分、具体的には書かれていませんが、多分問題になるだろうと思ひまして、六ヶ所の再処理等に関わっている幾人かの方々にお尋ねしました。そのときに、彼らが異口同音に申ししたのは、我々が再処理を今やっている、先ほど伴委員からご紹介ありましたが、今、ウラン試験中でありますね、それからアクティブ試験に移り、そして本格操業となっていくわけでありまして、もう既にIAEAあるいは文部科学省あるいは核物質管理センターのところ、六ヶ所においては極めて透明性、オープン性、それを重視してきちっとやっておると。リアルタイムでIAEAがわかるような体制でやっているんだということを盛んに彼らが強調していたということは、まず言いたいと思います。

我が国は今、笹岡委員もおっしゃいましたけれども、とにかく原子力基本法に基づきまして、原子力をきちっと平和利用だけに限定するんだということをやってきておりますし、あるいは核不拡散に向けた国際的な取組、こういったものに積極的に参加してきたということは先ほどの事務局のご報告にあったとおりだと思います。そういうIAEAの保障措置、そういったもの、あるいは核物質防護ですね、そういったものに対しても国と事業者が一体となってこれを厳密に実施してきたというふうに捉えてもいいのではないかと考えております。

ところが昨今、これは何度か触れられておりましたけれども、エルバラダイ氏の発言等々の中にもありますけれども、いわゆる核不拡散への強化という声の中において、例えばそれが、要するに核というのは核兵器に転用するんだというふうなことでありまして、なかんず

く再処理や濃縮というものは大変その中でも重要だということでありまして。そういうことの中で、いわゆる我が国の核燃料サイクル事業を遂行していくことに対して、それらがいかにも直結するというか、そういうことがまた言われてきているということはちょっと私たちとしてはどうも疑問に思うというところであります。

この論点整理の参考の最後にありましたけれども、一番最後の方ですね、8ページのところにありますが、まさに「原子力活動を不必要に制約することにならないかといった点等について十分な議論がなされる必要がある」という、全くそのとおりでありまして、この点はまだ少し参考云々というところではなくて、やはり我が国の立場というのを基本的にこの辺では主張していくべきではないかなというふうに思っております。

それから、そういうところなんです、あと伴委員が言われた中で1つはヒントがあったんですが、三村知事の言葉で、これちょっと大変恐縮ですが、最終処分地の問題ですね。これは伴委員がおっしゃったとおり、様々なことであるいは最終処分的なものになるんだぞということで、これは肝に銘じて覚えておきますが、三村知事がおっしゃっているのは、なし崩し的に最終処分地になることは避けたいということでありまして、そのためにも国が最終処分地を選定、及びそのためのあり方、研究開発を積極的に押し進めていただきたいということを三村知事はおっしゃっているんだと思いますし、我々県民もそう理解しているということが1点です。

それから、これは最初のころの再処理云々のとき、これも伴委員に対して若干反論になるんですが。私が大変言い方も悪かったんでしょうが、いかにも六ヶ所村のいわゆる再処理を始めとする核燃料サイクルにそれに頼って青森県経済がもっているというふうなことは、これは断じてありません。これも重要な一部である。しかし、そのほかにもいろいろ考えています。ほかにもあるでしょうがというふうなことをよくいろいろな人がおっしゃるので、もしあればどんどん青森県に提案していただきたいと私は思います。私も必死になっていろいろ考えていますが、なかなかうまくいってないのでありまして、よろしく願いしたいと、これはお願いです。

以上です。ありがとうございました。

(近藤委員長) はい、町委員。

(町委員) ありがとうございます。

2点ほど申し上げたいと思います。IAEAの事務局に長くおりましたので、まずIAEAのことを申し上げますと、日本はIAEAには非常に大きな貢献をしていると思います。財政的にも20%という大きな貢献をしているし、プログラムの実施についても日本の貢献は大きい。特に日本の保障措置は非常に透明に行われており、IAEAのセーフガードに対する協力は高く評価されています。その結果、昨年いわゆる統合保障措置が日本に適用され

るようになりました。それから、統合保障措置、追加議定書の実施に必要な「環境サンプル」の分析についても世界に数少ない分析センターの1つを日本に設置して、I A E Aからの資料分析に協力するなど、I A E Aとしては日本の貢献は大変アプリシエートしていると思います。

ただ、1つここで関連して申し上げたいのは、人的な貢献という観点からしますと、さっき事務局からも紹介ありましたが、日本のプロフェッショナル職員は、わずか3%っきり、20数名しかいないという状況です。お金は20%出しているわけですから、やはり人的な貢献をもっと増やして、事務局内に日本人を送り込むことによって日本の政策等もより国際的にわかってもらうようにしていくという努力が必要だと思います。そうすることによって、I A E Aの活動にもより積極的に参加していくことができるわけですし、更に大事なことは活動の企画段階で日本がより貢献を高めることができることだと思っております。

もう1点は、私は途上国協力もいろいろ関係してきましたのでちょっと申し上げますと、R C AというI A E Aがやっているアジア地域の途上国協力がありますけれども、これはI A E Aの旗が立っているので、必ずしも日本の旗が立っているわけではないわけです。一方、先ほど紹介のあった、F N C Aという中国を含めた東アジア諸国に対する原子力協力というのは日本がリーダーシップをとって今までやってきているわけで、まさに日本の旗の立った途上国協力ということで、I A E Aの協力とは別に着実に進めていく必要があると思います。

それで、その中身も、放射線利用という非常に生活に密着した途上国にとっては大事な分野が今まで中心になってきましたけれども、先ほど笹岡委員が言っておられた、「安全文化」というプロジェクトもこのF N C Aの活動には含まれておりまして、安全の重要性を参加国にわかってもらうという活動もやっております。

さらに、最近東アジアのエネルギー需要が非常に増えておりますので、このエネルギーをどうまかなっていくのかということの中で原子力の果たす役割を議論する活動が昨年からスタートしました。東アジア諸国のエネルギー政策担当者プラス原子力開発研究の責任者等が集まって一緒に検討しています。日本にとっても東アジア地域は非常に大事な地域でありますので、こういう国際協力活動は今後も一層力を入れてやっていくべきであると考えています。

どうもありがとうございました。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

山名委員。

(山名委員) 黙っていようと思ったんですが、吉岡先生と伴さんの意見を聞いて少し反論をさせていただこうという気になりました。

核エネルギーを利用するということには、今、国レベルで考えても3つの側面が必ずある。

それは核兵器保有国としての立場、それから平和利用としての立場、それから未申告活動と
いいですか、いわゆる懸念のある国ですね。そういう側面が3つあるんですが、常にこれが
混ざって議論されてしまう。我が国は平和利用に限定していますから、ここの論点整理に書
いていますように、平和利用の国である。それをわざわざ3つ混ぜて話すということはとて
も混乱を招くわけです。

ですから、吉岡先生は日本が核倶楽部の準会員だとおっしゃるんですが、私はその日本が
平和利用限定倶楽部の正会員であると、こう思っているわけです。全然考え方が違いますよ
ね。そこをあえて混ぜて書くということは非常に問題を生じる。

やはり我が国が大事なのは、我が国は平和利用限定利用のアライアンスのトップにいと、
その国際協力に完全に協力して透明性を国際的に出すということが大事なわけで、その趣旨
がこの論旨に明確に書かれることがまず一番大事ではないかということなんです。

それで、例えば吉岡先生のペーパーに再処理早期実施への固執が世界平和の進展の障害に
なっているとおっしゃるんですけども、ちょっと言い過ぎじゃないかなと。それはあくま
で平和利用限定利用の正会員の日本が平和利用のモデルとしてやっている事業であって、こ
れは日本のエネルギー政策上の国益のためにやっているわけです。ですから、それは混
ざった論理のために我が国の国益をみずから放棄することはあり得ない。それは核燃料政策
のところでも審議したことであります。

それからもう1つ、インドの話、吉岡先生おっしゃったので、これ申しますと。確かに
NPT非加盟国で問題はあるんですが、インドの平和利用の側面というのはよくご覧になっ
た方がいい。私はインドに行ってきましたが、インドの貧しい地方の知事の発言を聞いたん
ですけども、「インドは貧しい国である。この人たちに電気を送りたいんだ。だから原子
力だ。」もう論理は明確なんです。これは核兵器の「へ」の字も出てこない話です。貧
しい人のために原子力が要る。この姿勢に我が国が協調して何の問題があるかというこ
とです。

だから大事なのは、そういった国では、兵器利用と、今言った平和利用の部分が明確に分
かれていること、これを確認することが大事であって、平和利用的な側面で言えば協力する
ことは当然だし、逆に我が国にとってその原子力平和利用技術がメリットになるケースがあ
ります。そういうことを考えるべきだと思います。

それから、伴委員が六ヶ所の保障措置のことを指摘されました。あれは1つの問題提起で
はあるんですが、致命的な話ではないと私は思っています。行方不明量という言葉でおし
ゃっていますが、これは専門用語では Material Unaccounted Forといいまして、MUF
と通常言うんですが、分析値に見られる分析誤差などに発生するものなんです。六ヶ所再
処理工場では定期的な核物質在庫検認ですね、PITと呼びますが、これに加えて、近実時

間的な在庫検認、NRTAと称しますが、そういうものを合わせる。それから、工程自体の動きをモニタリングする、これをIAEAに工程の例えば液の動きを常に見せるという、常に財布の中をどうぞいつでも見てくださいという趣旨のことをやって合わせ技で核物質転用が行われていないことを実証していこう。それは大型再処理保障措置の包括合意で認められているわけです。

ですから、これはこれをきちんとやっていって、やはり国際的にそういう転用が行われていないということを示すということが大事なことであって、これだから六ヶ所再処理を止めるという話ではない。ということでございます。

それから、核廃絶のメッセージ、笹岡委員がおっしゃった。これは趣旨として私はとても賛成いたすんですが、「が」がつくんですが、この部分にそれを書くことが適切かどうかというのは、原子力基本法そのものの話でありますし、むしろ長期計画自体の一番頭のところに書くような話であって、国際問題のところにそれをまた書くと、先ほど言いましたように平和利用や核兵器の話がどうしても混ざってしまうことをあえて書くような、ちょっとコンタミするような懸念も持ちますので、そう思いました。

以上でございます。長くなって申しわけありません。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

井川委員。

(井川委員) 山名先生と多分思いは同じところから始まっているんですけども、僕も伴さんと吉岡さんの話を聞いていてこれはとんでもないことになるなという感じで受けとめました。

ただ、私自身もこれを見て最大の違和感が、いきなり違和感があったんですけども。核兵器の存在しない安全で平和な社会とか書いてあるんですけども、それイコール核不拡散と同義に読めるんですね。ところが、厳然と核兵器国が世の中にあるわけで、これを見ると吉岡先生とか伴委員みたいな誤解、曲解をするのは間違いないなという感じがしました。したがって、これ書きぶりを工夫しなきゃいかんわけですね。

核兵器国があって日本がガタガタ言われる筋合いはないわけですね。核兵器を持っている国が現にあるわけです。それで、日本が平和利用していて何で核兵器国と同じような言われ方をされなきゃいけないのか。

これはある意味で非常に危険なんですね、そういう発想自体が僕は危険だと思うのは、中国問題でもありましたけれども、日本をことさらに悪く言うと何の関係のない人まで中国に行くとかぶん殴られたり、そのうち殺されちゃうかもしれない。したがって、日本をことさらにそういう核兵器国の準俱樂部みたいなことを言っていては、日本を非常に悪い国であるかのようにそういう発想でものを考えると、日本の原子力関係者というのはそれこそ海外に行

って悪者扱いされて殺されるかもしれない。とても危険な曲解する発想、事実、ファクトに基づかないそういうレッテル張りのような発言をするということ自体、僕は問題だと思うけれども、そういう発想、誤解を生むようなこの文章自体もかなり危険だろうという感じがするわけです。

先ほど、しかもなおかつプルトニウム技術を日本が捨てたら非不拡散国のリーダーになれるというような発言がありましたけれども、平和利用の技術も何もない国が不拡散国のリーダーになれるわけがないんですね。単に旗持ってアメリカ大使館の前に行ってプルトニウム止めると叫んだって、それは不拡散国のリーダーじゃないですよ、そんなものは。平和利用の技術を持っているからこそ不拡散のためにいろいろな技術的な貢献あるいは発言ができるわけであって、そんなもの何もかもなければリーダーになれるなんていうのは、何か僕は非常におかしな見解だと思うわけです。

それで、核燃料サイクルを我々議論していたときも、イランや北朝鮮は日本がプルトニウム技術を持っているから核兵器を開発するみたいな、だから、したがって、日本がプルトニウム技術を捨てれば、イランや北朝鮮が核兵器開発を止めるというようなわけのわからない論文が出ていたことがあります。しかしながら、日本が持つてようが持つてまいが、イランや北朝鮮の疑惑はあるわけでして、日本が止めたから北朝鮮も、じゃあ、止めますなんていう話は聞いたことがない。そんな理屈にも立たないことを言ってもしょうがないと思うわけです。

もう1つだけ、国際展開のところで、これまた誤解を招くのではないかという気がしまして。これは、原子力産業の方がこういう考え方を持っているということについて、それについては非常に頼もしいという、ある意味でメーカーとしてはこういう取り組みをされるということは非常に結構なことだと思うわけですが、この論点の中で国際展開を図るのは妥当であるという評価が果たしているのかと。

それから、「我が国の最大限支持する姿勢を政府が明確に表明する」というところ、説明なしに最大限支持するということになっているわけですね。これはよくわからない。

それから一番頭をひねっちゃうのは、最後のパラグラフなんですけれども「世界市場で通用する規模と競争力を持つよう体質を強化することを期待する」というのは、世界中にまた原子力を売るというのは、これまあ、どうしても余りにも商売くさいですね。このあいだのエネルギーと原子力発電のときにも申し上げましたけれども、余りにも高尚な発想の出だしとこの最後というのはどうも一致しないんですね。

むしろまさにこれは伴さんの言う不拡散国のリーダーであるならば、平和利用国のリーダーとして地球環境問題であるとか、原子力のエネルギー供給という観点で最大限協力するということの趣旨をうたった方が、むしろこれは始まりと終わりの結論が非常によくなる、お

さまりがいいような気がしまして、これはあってもいいんですけども、この文はもうちょっと縮めて、もう少し高尚な意図をうたった方がいいのではないかという提案です。

それから、あともう1つだけ、細かいこと。これ吉岡さんは裨益という言葉、5ページに「相互裨益」という言葉があって、この言葉、僕は非常に何か嫌いでして。「裨」というのはどこから出てきたのか、吉岡さんが裨益ということをおっしゃったので、吉岡先生がおっしゃったのが広まったのかどうかよくわからない。この「裨」というのはいずれにしろ中国の昔の女の召使という意味でして、こんな言葉が今ごろ出てくるというのは何ごとかという感じなので。これでは余りにも下品すぎるので、この言葉だけは止めていただきたいなというお願いです。

以上です。

(近藤委員長) こちらの学識が不足していたみたいですな。ありがとうございました。

それでは、岡本委員。

(岡本委員) ありがとうございます。私、井川委員ほどズバズバ言う能力を持ち合わせていないんですが、気持ちは全く同じであります。核廃絶というのは人類の究極の目的であり、日本が唯一の被ばく国として、そのために積極的にやっていくべきだということはだれしも賛成です。ただ、往々にして混同されるのは、それは核兵器の廃絶であって、平和利用まで含んだものではないということです。

それから、さらに言えば、安全保障論というのがその際には必ず議論をされなければいけない。一体今も日本に向かって照準が外されていない核兵器が、核ミサイルが、何基か知りませんが、情報筋によると100発以上中国から日本に向けられている。つまり、日本を攻撃し得る核がある。反対に、安保条約に基づいて他国の核兵器が日本に発射されないように抑止力として働いているのがアメリカの核。アメリカは日本を守る核。これが安全保障論から言えば常識の話なんです。ですから、どっちを先に廃絶するかといえば、それは中国の核兵器を最初に廃絶しなきゃいかん。国破れて山河も破れて核廃絶だけ残ればいいというのでは、日本にとって意味がありません。

やはりそっちの系統からの話というのは日本の原子力の国際協力にあって本来は考慮されなければいけない。しかし、我々の今までの議論というのは、核不拡散、これは私は必要悪だと思いますが、それに多くのフィクションや恣意的な運用があるということを忘却したまま、日本もただただ核不拡散体制の旗を振って日本の国際協力の展開もそうあるべきだというのはやはりどこかで無理が出てくる。そのことを我々理解はしていなければいけないと思うんです。

具体的に言えば、例えばインドから平和核利用の技術者が日本に来ようと思っても、日本はビザを発給しない。中国からは、この資料にありますけれども、たくさんの核技術者が来

る。インドの核兵器が日本に向けられる蓋然性というのはどれくらい果たしてあるか。中国の方は現にアメリカに対して核兵器の照準を外したけれども、日本に対してはそのままです。つまりNPTの概念規定によれば、いい核なんですね、中国の核は。インドの核は悪い核。それで、世界の中で日本ぐらいインドの核実験に対して強い制裁措置をとった国はない。日本が世界の中で最もインドとの関係を悪くした。ついでに言えば、その間に日本はインドにおけるエレクトロニクスの市場を全部韓国勢に取られちゃったわけです。

一方でNPT屋さんたちが形式的なNPTの外形論理からやっていって日本の対外的な核政策を決める。私は伴さんや吉岡さんの言うことには違和感を感じるんですけども、ほかの5つの家庭は、みんな槍だとか刀だかとみんな持って重武装している。あの人たちは仕方がないけれども、私たちはそんなことは絶対ならないように、平和な料理用の包丁もみんな捨てましょうというようなことというNPT体制は、やはりバランスを失っているのではないかという気がするんですね。結論を申し上げれば、そういうのが私の考えであります。

もう1つ、NPTの形式論理のおかしさを言えば、イランのようにNPTの中で保障措置協定はもちろんのこと、批准はまだですけども追加議定書にも署名して、自分のところは全部IAEAにコンプライしていきまうと言っている国に厳しい制裁を課そうというような動きに日本はのっていくのか。私はそこも疑問があるんです。この文章の中で日本の協力体制について述べているところがありますね。6ページですね。国際展開についての今後の取組というところであります。

私は、これも書き出しの認識に私はチャレンジしたいわけでありまして。今後、「我が国が国際展開を図るにあたっては、何よりもまず国際的な核不拡散体制の枠組みに沿って」云々かんぬん。つまり、フィクションや恣意的な運用というのがある、そのもとで我々はやっていくんだと書いている。そうではなくて、我々が国際的な原子力展開の協力をするのは特にアジアに予想される深刻なエネルギー不足に対して、我が国としてもできる限りのことをやっていこうという認識の方が今までの会議の流れではなかったと思うんです。

ですから、私はここの書き出しとしては、今後、特にアジアで予想されるエネルギー不足に対応するために我が国は協力していくべきであると。その際、国際的な不拡散体制に対するコンプライアンスを求めることは当然であると、そう書くべきではないかと思っておりますが。

ありがとうございました。

(近藤委員長) ありがとうございました。

佐々木委員。

(佐々木委員) ありがとうございます。このWGの「まとめ」が出まして3回おやりになって、一応これで既に終わっているというふうに冒頭に委員長からお話がございました。し

たがって、余りもう申し上げない方がいいのかなとご遠慮していたんですが。「何でも言ってよらしい」ということで、いままでも各委員の方がいろいろ言いたいことを言っているということで、私も若干申し上げたいと思います。

まず1つは、横長の資料第1号というところの冒頭にかなり詳細に、10ページにわたって現行の長計との関係が書かれているんですよ。私はこれ非常に重要だと思うのですよ。というのは、やはり5年か6年おきに長計をやっていって、現在はそれの1つの過程であるわけですが、そうするとやはり、我々の先輩がこの5年前ですか、6年前ですか、つくったこの現行の長計というものをやはり一応尊重しなきゃいけないのではないかなと思うのですね。できれば、次の新しい長計はそれに何かをプラスするとか、そういうふうにしてできるだけせん型というか、そういうような感じでより高めた長計をつくっていくというのが趣旨だろうというふうに思います。

その点からいくと、横長の資料で特に私が重視したのは9ページですね。原子力供給産業の競争力の云々というところ、国際展開に関わるところ。ここのところの要約が引用されているところがありますが、この本文の5～6行あたりですか、「総合的な戦略の立案が迫られている」と、こういう課題が書かれているんですね。それから、少し下の方にも、「国際展開、事業の再構築」云々と書いてあって、「経営体質の強化を図り、経営の効率化や国際的なコスト競争力と技術力を維持していくことが期待される。」と書かれている。この辺のことは、特に総合的な戦略の立案が迫られているというふうに数年前にはこういう宿題があるわけですね。やはりこういうものに対してある程度新しいものを付け加えていこうとすると、何かそれに応えて入れなきゃいけないのじゃないかなと思うのですが。この視点から見たときに、今回のこの報告書はどうなのかな、応えているのかな、というのがちょっと気になります。それが1点。

それから、2点目は、本日記られたワーキングのペーパーの主要なところは何かということ私の意見では、3と4ですね、「国際協力」と「国際展開」というふうに思うのです。私の理解では現行の長計でもそうだと思うのですが、明確には定義づけされていませんけれども、「国際協力」というのは「ノンビジネス」だと思うのですね。それに対して「国際展開」というのは「ビジネス」だろうというふうに思うのです。

もしそういう私の理解が正しければの話ですが、「国際協力」と「国際展開」とは、それほどしっかりというか、リジッドに区別できるものかなと思うのですね。もう少しフラックスというか、流動的に考えてもいいところがあるのではないかな。例えば、途上国に対していろいろ「国際協力」をやっている。そのうち途上国が経済力とか技術力とかいろいろもってきた。そういうある段階になってきたら、もう「協力」でなくて「展開、ビジネス」になってもいいと思うのですね、私は。

ですから、「協力」というのと「展開」というのはそれほどスパッと分ける必要はない。もう少し両者の境目は流動的に書いておいてもいいようなところがあるのではないかというところが2点目ですね、この「協力」と「展開」に関して。

それから、ついでにこの「協力」と「展開」について言えば、このペーパーではどちらかというと「国際協力」より「国際展開」の方が、書いてあることが、私の印象ではややウィークだと思います。どうしてかというと、原子炉とか機器とかプラントの輸出のところに、（もちろんそれは重要だと思うのですけれども）ややウェイトが置かれすぎているのではないかな、もう少し他のソフトの面を始めビジネスの対象というものがあってもいいのではないかと。これからあと4～5年とかの次の長計に向けての話ですからね。そういうことを思います。

それから、最後に、大きな3点目は、ここではやはり原子力委員会に関わることで「原子力の問題」が中心になるのだというのはわかりますけれども、にも関わらず、やはり「エネルギー全体の話」、特に「省資源」とかいわゆるエネルギーのセービングというかE S C Oの話とか、あるいは「需要管理」や「デマンドサイドのマネジメント」の話とか、そういうものの全体の中での原子力あるいは原子炉の輸出とか「展開」あるいは「協力」の話、そういう位置づけをした方がいいのではないか。

先ほどの事務局の森本さんから、今日のこのまとめの中の、どこでしたっけ、4ページですか、4ページの下から3～4行目あたりの「高いレベルでの政策対話に原子力に関する話題を含める」というところが大体そういうことなんだというふうに先ほどご説明があったと私は理解しますが、ああ、そうなのかと思いましたね。ただ、この字面だけを読むとそういうふうにとれないのではないかなと思うのです。この「高いレベルでの政策対話」というのはね。だから、もっとストレートにもしよければ、今、私が具体的に申し上げた、そんなことをも書いていただければありがたいということです。

それから、その問題は単に、ここでは「協力」のところで書いてありますが、「協力」だけではなくて「展開」についても、「国際展開」についても同じことが言えるのではないかということ。

以上です。

（近藤委員長） ありがとうございます。

庭野委員。

（庭野委員） どうもありがとうございます。何人かの委員の方と同じような発言になってしまうのですが、ちょっとご勘弁願いたいと思います。

やはり国際展開のところでございますけれども、7ページの一番下の見方も確かにあると思うんですが、もしこういうことで製造業者云々ということで書かれるのであれば、私とし

ではこういう方向性をとるという前提でやっていますので、これはこれで基本的には内容的に問題はないんですけれども、6 ページ目の国際展開の(1)のところに、出だしをここだということにすると、(1)の下から4 行目ぐらいですか、「一部の国では」云々、「政府の支持を明確にして、官民一体となって受注活動を」とここまで明確に書かれている前提ということでスタートすると、最後は7 ページみたいな終わりになるのかなというふうに思っています。

それで、しからば、ここで違和感がどうして出るのかというと、こういう認識があった上で、日本はどう考えてどうするのかというのをもう少し積極的に書いていただけると全体のバランスとしてはとれるのかなというふうに、今、思っています。

具体的には今後の取組とかいろいろなところに「前提とする」とか「検討する」とかということはあるんですよ。それから、7 ページの上の方にも「妥当である」とか、先ほど、どなたかおっしゃっていましたが、支援とか支持する、つまり、相手に対して何かやればそれに対応しますよというニュアンスが結構強すぎるのかなというふうに思っています。

どうしてこういう議論をするかというと、日本は地球温暖化の問題、CO₂の問題、それからエネルギーの安定、セキュリティの確保ということでアジア地域も含めて原子力を推進するということを明確に、日本の国内の場合には前提となってやっているはずなので、それをもう少し地域的に拡大した観点で見た場合には、7 ページの下の方に書いてあるところというのは、もう少し積極的な表現であってしかるべきかというふうに思っています。そうしますと全体が、世界の状況はこうだと、日本政府はだからこれを強力に押し進めるために積極的にやりますよ、そのために電気事業者とか製造業者はこういう対応をとらなきゃだめだということであれば違和感がないというように思っています。これをまた井川委員のように露骨に書かないで全体をということであれば、それはそれで1 つの書き方になるかというふうに思っていますけれども。

以上でございます。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

神田委員。

(神田委員) エルバラダイ構想について結構支持者がいるというのはびっくりしているんですけれども。エルバラダイ構想というのはよく研究されれば、例えばブラジルの問題ですね。今、一番のポイントはブラジルの問題で、エルバラダイが5 年間凍結せよと言って6 年目にブラジルが再処理を始めると言ったときにIAEAの止めが効かなくなるということで、一体エルバラダイは何を考えているんだというのがかなりの人が言っているわけですね。そのときはエルバラダイはIAEAの事務局長を辞めるから、それまでもてばいいというその場しのぎの提案は止めてくれというのがまず第一であって。

一昨日もロシア政府から私に、エルバラダイ構想何とか委員というのに入れといわれ、国から外務省に要請がきてそれに出席してくれと。ロシアは非常に一生懸命なのはわかりますが、日本がエルバラダイ構想を支持するには何かあるのだろうかという疑問が1つあります。

それから、2番目は、国際展開のところで、私はこれよくできている文章だと思っていたんですけども、注文聞いていたら、ああいうふうな注文が出るのかと思ってあれなんです。これはですね、特に国際展開のところは大変機微なことがたくさんありまして、これ以上書けないというのがあるんですね。例えば国際展開でねらっているのはアメリカへの輸出であって、それはアジアという文章を書かなければいけない。アメリカに輸出するというのを第一眼に置いているんですが、それはまだ、今、詰めている最中である。しかもアメリカのエネルギー省の原子力局長は5月15日にお辞めになる。しかもその後任に来る人がまたえらい人になる。それで、今、エネルギー法案が下院はパスしたけれども、上院がパスするのは5月上旬である。そうすると、あそこは局長がいきなりアシスタントセクレタリーに上がる。そうしたら次はどうなるかという。非常に、今、アメリカとの関係が機微なわけですね。

そういう段階でこの文章を書くというのはいっぱいいい、よく書いたと思っているんで、質問がたくさん出ていたのを見て、ああ、そうかという感じを受けています。だから、非常に機微なことがあるから必ずしもうまく書けないけれども、多分最終報告のときにはきれいな文章になるのではないかという気がしています。

それから、NSG原子力供給国グループのところに、もっと日本はそれに頑張れというようなことが書いてあると思う。今、核兵器とともにNBCとかといいます。生物化学兵器の事務局はパリのオーストラリア大使館の中にある。それから、NSGに関しては、事務局はウィーンの日本大使館の中であって、日本は非常にNSGに関しては貢献していると思うんですが、その貢献度がもし足りないとなれば、私が国際問題WGで話したように、日本は余りにも核兵器の知識がないということが各国に批難されている。もしそのことを言ったら、書いたらいいのかなと。もうちょっと核兵器の知識を日本人が持っていないというのは先進国のくせにバランスがとれていないという指摘が何度かあることを言っているのか。これ以上貢献するとしたら、日本はNSGに、今、目いっぱい協力という指導的な地位にありますから、何を望んでいるのかとちょっと思いました。

以上です。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

勝俣委員。

(勝俣委員) 全般的に各委員がおっしゃったことに賛成なんです。その背景といたしまして、今さら気づいたのもちょっと遅いんですけども、この論点整理というのは資料第1

号をよくご存じの方、理解している方には割とずっと入るのですけれども、そうではない方にはいろいろな曲解、誤解が生じるのではないかと思います。

その事例としましては、例えば論点整理の2ページのところに、厳格かつ誠実に遵守しているということですが、これはある意味でこの長い戦後、I A E Aの査察は極めて日本とドイツについて特に厳しかったと言われてはいますけれども、それをきちっと遵守してきたという歴史的な経緯もあって、今、非核保有国の中で唯一再処理を認められている国になっているということがきちっと理解されないとまたいろいろな議論が出てくるんだろうと思います。

正直、そういったことをもう少し書き込んでいただくとありがたい。先ほど末永先生あるいは町さんもおっしゃいましたけれども、六ヶ所のこのI A E A体制、どこまでオープンにできるかというのは別なんです、極めて厳しいものになっている。そういったところも踏まえながら、日本がいかにかれまできちっとやってきて、そして唯一認められているんだということをもう少ししっかりと書き込んでいただければと思います。

それから、7ページのところですけども、これについては私も庭野さんに賛成なんです、ここで事業者の方の体制等々ということは、これもどちらかというと総合資源エネルギー調査会の原子力部会ぐらいの話題かなという気がしまして。むしろこの原子力輸出等々するときに、国としてどういう方針、どういう態度で臨んで、今、民間企業だけではできないこと、例えば相手方の原子力賠償とかそういったことも含めての整備というもの、そういうことに対してどうしていくんだという考え方、方針を出していただく方がよろしいのではないかと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。

吉岡委員。

(吉岡委員) 今日は議題が少ないので時間が余っておられるようなので……

(近藤委員長) 余っていませんからね。

(吉岡委員) せっかくですから、時間がなければ3名の方に回答しないのですが、時間があるのでぐくいつまんで申し上げます。

まず、井川さんのコメントでありますけれども、「核倶楽部の準会員」という表現は反日感情をあおる恐れがあるという指摘です。半分私認めたいと思いますね。割合含蓄が濃くて短いキーワードだから、そういう理解の仕方をされかねない。私としては日本は、自前の核武装はしていないけれども、核兵器に対して容認的姿勢をとって、核兵器には核兵器で対抗するという、そういうスタンスだと思うんです。核倶楽部の正会員、特に会長に対して友好的であり、またあらゆる機微核技術を保有している。こういうふうに私は「核倶楽部の準会員」というものを意見書で定義しているんですけども、定義自体はそんな間違っていないと思うんです。これを「核倶楽部の準会員」と表現することには煽情的な効果がある、その

点はある程度認めて、言い方を変えたとすると、「核兵器容認・核武装能力高度保有国家」とかそういうふうに長々と表現すれば間違いないのではないかと。岡本委員も基本的に同じ考えなのではないか。私としては事実としてはそのように認識しているのですが、表現上の工夫というのは多少必要かなとも思います。

もう1つ、山名委員のコメントですけれども、平和利用限定倶楽部の正会員とおっしゃいますけれども、私はそのような倶楽部はないものとする。倶楽部は存在するんですけれども、平和利用限定倶楽部は実体としてそもそも存在しない。自称であり、あるいは公称であるという、そういう性格のものだと思います。

それで、軍事利用と平和利用を混ぜるのはよくないと言われましたけれども、やはり軍事利用、民事利用のリンケージというのは極めて濃厚であり、現在の政策というのは歴史的に変わり得る、過去の歴史を見ても、このリンケージをうまく活用して核武装国になったとかそういう国もあるわけです。例えばフランスなんかがそうだと思うんですけれども。1958年に政権を取ったドゴールが核武装を選択する前に、技術レベルで研究炉を事実上、軍事的にプルトニウムを取り出しやすいようなものを最初から作り込んでいたとか、そういう歴史もありますのです。ですから、リンケージというのはそもそも密接であり、しかも、今の状態は将来変わり得る、そういう前提に立つてものごとを考えなければいけないという立場に立つならば、私の主張というのはそれほど的外れしているとは思えません。

簡単ですけれども、とりあえず。

(近藤委員長) はい。伴委員。

(伴委員) 吉岡委員が反論してくださったので、大体同じような点なんですけれども。さっき核兵器と平和利用のリンケージというふうにおっしゃいましたけれども、全く同感で。技術が完全に分かれているのならともかく、そこには大きなグレーゾーンがあって、いつもリンクしているわけですね。おまけに、ここにいる人たちは平和利用ということに徹するという固い決意があるかと思いますが、国会では自衛のための核武装というのが憲法上は許されているというような発言もあれば、一步外へ出るとアメリカの核の傘が弱くなれば日本も核武装しないとだめだという、いわば抑止論の上に立った論理が展開されているとか、そういう声も聞かれるようなところですね。

そして、日本の技術からすれば潜在核保有国というふうに言われているわけで。それほど僕は混同して一緒に語っているわけではないんですが、そのおそれがあるというふうな危機感はずごく持っているわけです。

かつて三矢研究が日本、あの時代で核武装、日本の核武装セキュリティ能力があるかというふうに検討した、そこからすれば、はるかに技術力は高くなっているわけで、能力を持っていると。少なくとも、もし政策に変更があり、状況が変われば、そんなことはないこと

を願っていますけれども、変わればそれは十分に核武装する技術、能力を持っているということですね。そういう認識でいて、やや危機感を持っているということを1点言いたいと思うんです。

それで、これまでの努力の結果、IAEAに認められてきたと、六ヶ所も保障措置センターができているわけで。ただ、エルバラダイ氏が恐らくこの5月からの運用検討会議で提案されると思うけれども、日本の六ヶ所についてはっきりとこれは認めているというふうにも言っていないくて、メンバー国の決定に従えばよいというふうな感じになっていて、もうゴーサインが出ているというふうな認識に僕は立っていません。

この論点整理の最後のページのところに書いてあった言葉を引用して言うならば、原子力活動を不必要に制約することにならないかといった疑問があるわけなんですけれども、ある種裏を返して読めば、必要性があれば制約もやむなしというふうな判断にもとれる書き方になっているわけなんです。そうすると、世界が最も、今、気にしているところの2つのうちの1つであるプルトニウム抽出ということについて、本当に必要なのかどうなのかということはやはり核拡散という点から議論するべきであるというふうに思います。

(近藤委員長) はい。草間委員。

(草間委員) どうもありがとうございました。様々な意見があるようですけれども、私自身の認識としましては、原子力長計というのは原子力基本法に基づいて原子力開発をどうしていくかということで考えるとすると、今回、私はこのWGのおまとめいただいた論点整理というのは今までの報告書に比べると大変わかりやすく書いていただいていると思いました。

まず、もう1つ問題は、この国際問題として問題を抽出するのか、あるいは前回の長計は国際協力という形だったんだと思うんですね。だから、そういう意味では国際問題というよりも、もう少し声に結びついたような形の国際協力とか国際展開とかそういうタイトルの方が、WG自身がこういうネーミングでスタートしたのでこういう「問題」という形で行っているのかと思いますけれども、論点整理でおまとめいただくときは、例えば原子力開発における国際協力という形でおまとめいただいた方がいいのかなと思いました。

それで、こういう形の3つのスタンスでまとめていただくというのは大変わかりやすいし、よく難しい問題をまとめていただいていると私は評価したいと思います。

1つ、国際協力のところで追加していただくのがいいんじゃないかなと私自身思うのは、原子力開発といいますと、いけいけですけども既にカザフスタンのセミパラチンスクとかそういったところに負の遺産があるわけですし。世界唯一の被ばく国であります日本がやはりセミパラチンスクをどうしていくかというようなことは大変重要な問題だろうと思います。既にODAでも援助をしているわけですけども負の遺産に対しても我が国が協力していくというようなことを少し書いていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

もう1つ、日本が世界唯一の被ばく国であるということで、広島、長崎の原爆被ばく者の皆様のご協力をいただいている疫学調査の結果というのは世界に対して大変大きな貢献をしているわけですし、だから、そういう意味でも国際協力機関としてIAEAだけですと、確かに原子力技術とかそういった視点で捉えるとIAEAだけでいいかもしれませんが、やはり原子力を展開していく上で安全問題、あるいは健康リスクをどう考えていくかといったときに、広島、長崎の原爆被ばく者の疫学調査、これは脇に置いて考えることができないものです。そういう意味では国際機関としてUNSCIEARとかあるいはICRPがかなり寄与しているというところもIAEAだけでなく書いていただきたいと思います。

それと、もう1つは、国際協力、国際展開を含めまして、国民の皆様がどう日本がやられているかというのを意外と知らないの、こういった情報というのは国際的に発信するだけじゃなくて、やはり国内に対して、まさに原子力に限らずODAもそうですけれどもODAのお金がどういうところでどう使われているかというのはほとんどの人たちは知らない。そういうことを含めると、こういった情報を国際的に発信するだけじゃなくて、国民の皆様に対しても原子力に関してこれだけのことをやっているということをやはり発信していくというものの必要性をちょっと書いていただいた方がいいのかなと思いました。

以上です。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

木元委員。

(木元委員) ありがとうございます。今、草間委員がほとんどおっしゃってくださったような気がするんですけども。やはり平和的に利用していいことばかりが目につくんですが、その中で誤解を生むようなことがあったり、それから今のような疫学調査の面で貢献している事実もあったりという、やや隠れがちのところはもう少し書いてもいいのかなと思います。

それから、今日もいろいろ、いいご意見が出たのでそれを踏まえてリライトして下さると思うので、それを期待したいと思いますが、1つ最後に確認だけさせていただきます。この横長の資料第1号の29ページに「近隣アジアを中心とした各国・地域の原子力利用...」と書いてあるんですが、「各国・地域」には台湾は入れないことにしたのですか。やはり入れた方がいいと思うんですね。というのは、39ページに我が国の主な輸出実績のところには台湾が入れてありますので、このページにも台湾をきちんと明示をし、入れるべきではないかと。今後のこともありますのでそれだけ確認させてください。お願いいたします。

(近藤委員長) はい、ありがとうございました。

以上で発言希望の方はいらっしやなくなった。そうすると、どうしようかということですが。内藤さん、少し質問めいたものに対してお答えいただけますか。せっかくだから。

(内藤国際問題検討WG座長) 六ヶ所の保障措置につきまして、疑問とそれに対してしっ

かりやっているんだというお答えがあったので、あえて私の方から述べる必要もないと思うんですが、我が国の保障措置への取組といたしますか、非常に熱心にやっている１つの発端は、日本がＩＡＥＡと保障措置協定を結んだときには日本の国内システムをしっかりつくり上げるということを明示しているわけなんですね。それはユーラトムが域内で保障措置をやっていると同様なことを日本もしっかりやろうということでやってきておりまして。そういう意味では、これは、国だけが行うことではなくて、原子力事業者自体も本当に積極的にこれに取り組んで協力していただいているということがあります。

例えばＪＮＣにＰＦＰＦというプルトニウム加工工場があるわけですがけれども、これにつきましても施設者が製作した監視封じ込め装置を、オーセンティケーションという信号がいじられていないということを担保する手法があるわけですがけれども、それを使うことによってＩＡＥＡもそれを同時に使って保障措置のために使っていると。同じようなことが六ヶ所でも、先ほど勝俣社長の方からあれほどのものがあるのかというご発言がありましたけれども、適時性といいますか、プルトニウムを転用があった場合にはタイムリーにチェックできるように、ＩＡＥＡのウィーンのそばに分析所があるわけですがけれども、そこまで輸送することなく現場でタイムリーにできるような、そういう分析所をつくって、ＩＡＥＡと一緒に共同して使う。これもしかも国の予算を使っていますけれども、ＪＮＦＬが積極的に関与してそういった施設が完成しているわけです。そういうことで、国だけではなくて事業者もこれに積極的に協力している、そのあらわれが今の状況に出ているということでもあります。

フランスは核兵器国でありますけれども、ラアグにああいった施設をつくっているわけでありまして、それについてはユーラトムが平和利用に徹しているかどうかについての保障措置をこれまでかけてきたわけございまして、その中で使われてきたソリューションモニタリングという新しい手法が技術移転で六ヶ所にも適用されると、そういう状況があるわけでございます。

そのほかにつきましては、問題提起に対してそのほかの委員の方々からご発言がありましたので、特に私の方からつけ加えることはございません。

（近藤委員長） では、事務局の方から。

（森本企画官） 二、三ちょっとご質問あるいは表現等についてあったところについて事務局の方からお答えします。

岡崎委員の方から「要請に基づき」というところの表現、クレンジングが合ったんですが、確かに今の文章だとどこまでかかるかちょっとわかりにくうございまして、要請に基づくようなところは当然技術協力のところですので、一方、輸出信用というのは国内の事業者が申請をする方になります。ちょっとわかりにくいので、ここは一応そこで分けていくつもりだったんですが、表現を適正化いたします。

それから、勝俣委員あるいは井川委員からも誤解、曲解を生むというところにつきましては、おっしゃるとおり、この国際問題検討WGはある意味では専門家のご議論あったということで、かなりはしよった形でまとめておりますので、今後の議論のまとめにおいてそれをきちっと書き込むあるいは注釈をつける等の形をちょっと考えたいと思います。

ただ、1点、核兵器の存在しないとか、核軍縮というんでしょうか、核兵器のない平和で安全な世界というところと核不拡散という問題については、これはNPT上ははっきりと条文も違って書いてあるところですので。一応書き分けたつもりではあるんですが、やはりそこもわかりにくいということだと思いますので、条文なり資料なりを書く等を考えたいと思います。

それから、あと、佐々木委員の方から現行長計のところで国際戦略の検討というのはつけになっているはずだということで、これは私の方がお答えするのがいいかどうかあれですが、産業界のところなんですけれども、ちなみに今回の国際WGの検討に先立って、同時並行でもあるんですが、原子力産業会議の方でご議論をいただいたというふうに承知しております。これは事務局の方でも事前に提言等も伺いつつ、まだ最終報告は出ていないんですが、その趣旨も踏まえて国際ワーキングの方へ折り込ませていただきました。

その戦略がそれでもって十分かどうかの評価までこの国際ワーキングでやったわけではございませんが、一応産業界での取り組みということでそのようなものが行われているということをご紹介させていただきたいと思います。

(近藤委員長) それでは、資料というか、この策定会議としてこのテーマに関する論点整理をどうするかということですが。今、森本さんからお話があったように、あるいは勝俣委員からのご指摘があったところにも答えることになりますが、幾つか前提条件あるいは背景として書き込むべきこと等をきちんと書き込んで、これのレポートがわかりやすいものになるということの努力をするということにしたいと思います。

それで、その大きな点は、やはり、今、森本企画官からお話があった核軍縮と核不拡散の関係、それから岡本委員のご発言のような書きぶりができるかどうか、こちらの才能に関わるところなんです、そこのところをもう少し工夫するのかなということ。

それから、伴委員、吉岡委員からはエルバラダイ構想、これはですね、まさに構想なので引用しているのも雑誌、新聞等の提案という格好の多いので、本来どれをもって構想とするかということについてはにわかに定めがたいところもあるんですが、MNAだけじゃないということは確か、それも当事者というか、WGのメンバーは理解していて、まさしく追加議定書の義務化というのはむしろ我が国が外務省が率先してそういうことを努力をしているわけですから、そういうそれぞれの要素については思うような重視、あるいはさらにその活動の一部を分担するところもありで、そういうこともどこまで書くかということはある

りますが、しかし、大事なことです、少し工夫をするのかなというふうには思いました。

それから、WGでは割と時間をかけて議論したこのNPT非加盟国、なかんずくインドの問題については、ここでこのような表現で一応整理をしてWGとしての案としていただいているわけですが、ここでの議論を皆様のご意見が、幾つかのご発言があったわけですが、これがこのような表現でよろしいという意味で、あるいは吉岡委員のように近づくなというご発言もあったわけですが、この辺をどうするかというのはもう少し今日の議事録を精査して、大方の方はこれでいいとおっしゃっているのかなと私は思いますけれども、もう一度頭を冷やして考えるということにさせていただければと。

それから、あと、この中に入るか入らないかという意味で問題提起が最初の方で吉岡委員からあったプルトニウムの問題ですね。これは、WGでもそのご指摘があったところなんですけれども。これについては原子力委員会の決定もあるわけなので、これは核燃料サイクルの議論のときにもその話題が出たわけですが、それについてはそういう基本方針を長期計画の中でどこかに位置づけていく必要があるということは明らかなわけで、それをこれとは別の機会にやることを念頭に置いていたものですから、今回はスコープの外に置いて議論していただいたという経緯がございますけれども。

これも審議事項残り少ないわけですから、適切なタイミングで別に議論をしていただく。議論ということになるのか、あるいは既に決定があるところとすればそれについての経過報告をするということなのかと思いますけれども。それは念頭に置いてしますので、こちらも忘れていませんということを申し上げさせていただきます。

それから、あと、国際協力の中身について、それから草間委員から大変適切なご指摘、ご示唆をいただいたところもありますので、そういうスタンスも含めて書き込んでいくのかなと。

それから、国際展開につきましては、いろいろな立場からのご意見の開示があったわけですが。全体として官民一体となって受注活動を行う動きが見られるという表現は我々が書くべき書き方かなと思いつつも、さらあればかくなりというところもありで、庭野さんのご発言もあったところですので、あるいは佐々木委員、井川委員からもこれについてコメント、感想を述べられたと思いますので、その辺についてはこれも精査して適切な表現があるものかを検討させていただくと。

それから、最後に、国内発信の問題というか、国際問題とはいいながらも、国民の支持なくしてはあり得ないものとすれば、国民に適切に説明していくということ。ご承知かと思いますが、核軍縮に関する教育問題というか、今、この再検討会議で取り上げられるかどうか分かりませんが、そういうことについても外務省はそういう活動を国際社会で提案をし、それをみずからも実施しているわけなんですけれども、これも少しここで書くの

かということで、広報の世界で書くのかなと思ったりもして、ちょっと気がついたら抜けてしまっているのかなと思います。そのことも含めて、しかし、大事なことです、国内発信の点については何か項を起こしてもいいのかなというふうも感想を持ちました。

以上のようなことで、今日いただきましたご意見を踏まえて、この策定会議としての論点整理のものにこれを少し、基本的にはWGの紙を踏まえつつ作成して、皆様のお手元になるべく早く送れば良いなと思っていますので。

そういう取り扱いで今後進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい、伴委員。

(伴委員) その先ほどのまとめの中から二国間協力協定の話が全然ないんですけれども。前回の長計のところには、「国は、こうした民間活動の」、これ9ページですが、「二国間協力協定等による資機材移転のための枠組み作り、相手国における」云々というふうなことが触れられているわけですね。今回、NPT非加盟国であり、核兵器国であるインドとの取引等々が文言として出てきているんですけれども。平和利用に限定するという担保をとるためには、これ絶対必要なのではないかと。少なくとも二国間協力協定を結ばないといけないのではないかとというふうに思うんですが。そういう意味からも議論していただきたいということと、きちっと取り上げてほしいと思います。

(近藤委員長) はい。先ほどちょっとご発言あって、私はどういう意味で言ったかわからないでいたところ、どうしようかと思っていたので、もう一度ご発言いただいてありがとうございます。二国間協定の取り扱いについては、およそお互いに手を差し伸べるときには協定をもって、協定があることをもってやりとりを始めようというそういう原則論と。それから、いや、そうではなくて、物質なりが移転されるということをもってそれに対する縛りをつけるために協定を用意する、そういう実効的な意味での協定の持つ効果が必要なときに、そういう段階で協定を結ぶのがいわば行政資源を効率的に配分するという観点から合理的ではないかという、多分これが従来の外務省のスタンスと思うのですが、どっちがいいんだという議論があります。

このことにつきましては、1つは4ページの方にそういう協定のない国とも国際機関における活動や安全の確保といった普遍性の高い分野における交流は我が国のそうした核不拡散に関する考え方等に関する対話の場としてもその交流の場を活用できるということを踏まえて柔軟に協力を進めるべしと、必ずしも協定がなくてもそういう、むしろ普遍性の高い分野における交流を踏まえて、そういう意思疎通をしていくということも意味があるので、そういう段階からもとりかかるべきではないかという整理があります。

それから、もう1つは、7ページの の中で、様々な準備に関して個別具体的な協力をするということがあって、これは協定という言葉は何も使っていないんですが、そういう協力に

適する方策を講じるべきであるということで、協定の有無に関わらず、原則を踏まえつつ柔軟に対応するということをいっているわけです。

二国間協力の協定のあり方について、2つの考え方があるんですが。ここでは物の移動がない場合についてはそういうスタンスでよいのではとまとめられている。それに対して伴委員のご主張は、協定が明文的に協力の制約条件を明らかにするものであるから、そういうものを先に整備してからこそ協力関係を押し進めるべきだと。環境整備が先ではないかとおっしゃっておられる。

（伴委員） はい。

（近藤委員長） WGでは協定は後でもよいというご意見が大勢を占めたと報告し、これについて、今ご議論をいただいたと。そういう整理で、理解はそれでいいですね。

内藤さん、少しコメントありますか、この点について。

（内藤国際問題検討WG座長） 実態的には原子力協力協定がない場合でも協力を行っている場合があるわけですね。その場合には、相手国から平和利用の担保の約束を、協定という形ではないんですが、外交ルートを通じてとっているわけですね。ですから、必ずしも協定でなければいけないということではないという議論もあったかと認識しております。

（伴委員） あと1つだけ言わせていただくと。じゃあ、その2つの意見がありましたと。そうすると、結ぶと結ばないことのその重みづけの違いというのはどういうところにあるんですか。実態的に交換公文なり——別の方法でやっていますよという——があるということは事実としてですね。それが平和利用に限定するという担保の重さの点でいうと、どういうふうな違いがあるんでしょうか。

（近藤委員長） 協定とか交換公文の持つものの意味合いの正確な解釈は外務省に聞く話になってしまいますけれども、核不拡散制約のコンテキストでいうと、物理的なことになれば協定とは別にNSGとか様々なもので制約をかけるわけですね。だから、協定だから重いとか他方法だと軽いとかいうのではなく、その制約は変わりがなくて、交流の広さ、深さが変わるということかと、あるいは浅い付き合いなら物は動かないということで原則を踏まえて行動すればよいのではとしたのだと思いますけれどもね。

（伴委員） もう少しだけ経験を言わせていただきますと。かつてMOX燃料をベルゴニュークリア社と契約してつくるとき、いろいろと経済産業省、外務省の方々と話をした。そのときに、あれは交換公文でやったわけですね。あれは数量も限定的であり、長期な取引にならないんだと。したがって、その件はその交換公文でもいいんだと。今後そのベルゴニュークリア社と長期にわたって契約するような場合には、二国間協定をちゃんと結ぶというのが政府の立場だというふうな話だったわけです。

それに照らし合わせて考えると、その取引の形態にもよるかもしれませんが、それな

していいという、あるいは他の手段みんな横並びで交換公文なり二国間協定なり横並びで大丈夫なんだというふうにはならないようにも思うんですが。

（近藤委員長） おっしゃる例はものの移転の関わるものですね。ここに書いてあるような安全の云々と、そういう普遍的でかつ国際機関を通じるという世界であれば、いわば少数のものだから交換公文でということと同類の考え方で安全とかそういう国際機関を通じる協力については物が動かないので二国間協定でなくてもいいのではとしているのですが。

（伴委員） ですから、逆の場合もあるわけだから、そのものの移転等々が伴う場合には結ぶというのがその当時の、その契約が長期にわたる場合にはね、結ぶというのがその姿勢だったわけで。

（近藤委員長） はい、わかりました。

（伴委員） 言葉を入れて書く必要があるのではないかと思います。

（近藤委員長） この紙はそういうものの移転の場合当然協定が必要という前提でできているのですけれども、そうは読めない可能性があるからそこはきちんとしてくれと、そういうご主張だと理解しましたので、検討させていただきます。

ほかに。

それでは、今、申しあげましたようなことでここでの議論は一応終了して、論点整理の紙をつくって皆さんのお手元にお送りいたしますので、それが著しく問題があれば、次回もう一度議論させていただくということにいたします。もっともうちの事務局は、連休の間働くのか働かないのかという問題がありますので、次回に間に合わないかもしれませんが、これは適切なタイミングでお出しします。余り家庭の平和を乱すのは私の趣味ではありません。国際平和よりもっと大事な家庭の平和の方が大事かもしれませんので、そこに配慮しつつ作業させていただきますので、ご理解を賜ればと思います。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局から。

（森本企画官） はい、家庭の平和を乱さないように。

次回の会議でございますが、連休明け割とすぐですが、5月12日の木曜日の14時からでございます。場所は変わりました、前回と同じ中央合同庁舎の4号館の共用220号室でございます。

なお、これ特に傍聴の方へなんですが、庁舎内の会議ですので、傍聴の際の事前の登録をお願いいたします。詳しくは別途会議開催案内を、今、出口に置いてありますので、こちらをご覧ください。

なお、議事録等の扱いについては通常どおりさせていただきます。

また、プレスの方は昨日と同じ向こう側、エレベーターの向こう側のペガサスで行います

ので、よろしくお願いします。

それでは。

（近藤委員長） どうもありがとうございました。